

神奈川県アイスホッケー連盟

2023年4月25日

【役員改選に当たって】

神奈川県アイスホッケー連盟規約（以下「規約」という）及び同施行細則に基づき、今年は「役員改選」の年になります。

規約第8条（役員任期）

- この団体の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

県連の構成員である皆さんにお知らせし、参加していただく「役員選任」については、規約及び施行細則で次のように規定されています。

規約第5条（役員）

- 理事
総数を20名以内とし（うち会計理事2名含む）、会長指名理事8名以上、ブロック選出理事10名とする。
ブロック別選出理事は下記のとおりとする
1・7種 7名 (一般・女子)
2種 1名 (大学)
3種 1名 (高等学校、高校生チーム)
4、5、6種 1名
計 10名 (小、中学生)

規約第6条（役員選任）

- 理事および監事は代議員会で選任し、理事長および副理事長は理事の互選により定める。

施行細則第6条（役員選任）

理事及び監事の選任方法

[ブロック選出理事]

- 理事長は代議員会に先立って、ブロック別会議を招集する。
- 理事への立候補者は連盟登録者に限る。
- 立候補者は改選期のブロック別会議の10日前までに事務局にその旨を届け出なければならない。
- 事務局は届け出のあった立候補者名を、ブロック会議までに当該ブロック所属の各チームへ通達するものとする。
- ブロック別会議では理事候補を選出し、代議員会で承認される。
- ブロック別会議での選出方法は所属各チーム代議員の合意による。

[会長指名理事]

- 本連盟運営の円滑化を目的として、会長は連盟登録者また

は有識者などから 8 名以上 10 名以内で理事候補を指名する。
・ 会長の指名する理事候補は代議員会で承認される。

上記「規約及び施行細則」に基づいて具体的にしますと、

- ① 「役員選任事務局」を設置します。この事務局には「役員に立候補しない人」が当たります。つまり、「被選挙人」は事務局には入りません。ただし、いきなり「さあー、やってください。」というわけに行きませんから、理事会から「世話役」をおくこととします。
- ② 理事長は「ブロック別会議」を招集します。
- ③ 役員選任事務局は「選挙公報 1 号」を発行して、「選挙の告示」、「立候補の受付」、「ブロック別会議への出席要請」を行います。
- ④ 立候補の受付が締め切られた後、役員選任事務局は「選挙公報 2 号」を発行して、立候補者経歴・抱負等を公表します。
- ⑤ ブロック別会議で「ブロック選出理事候補」を選出します。ブロック別会議での選出方法は「所属各チーム代議員の合意による。」と規定しています。
- ⑥ 役員選任事務局は「選挙公報 3 号」を発行して、ブロック選出理事候補の公表を行います。
- ⑦ ブロック会議の結果を「参考」とし、理事会とブロック選出理事候補の合同会議で、「会長指名理事候補」の選出を行います。
- ⑧ ブロック選出理事候補と会長指名理事候補を合わせて、2021 年度代議員会で承認を受けます。

結論から言いますと「理事は代議員会で決定します」それまでは「理事候補を決める」ための手続きです。

「会長指名理事候補」について

- ① 施行細則では「本連盟運営の円滑化を目的として、会長は連盟登録者または有識者などから 8 名以上 10 名以内で理事候補を指名する。」と規定されています。
- ② 現行の理事会構成でも、チームに所属していない県連としての登記会員はブロック会議で選出される対象に入っていません。したがって会長指名理事候補として選出され、代議員会で承認を受け、理事となります。
- ③ このような場合を除き、「一期 2 年を理事として活躍する」という意思表示のため、ブロック選出理事候補に立候補することとし、ブロック会議の結果を「参考」として、県連の運営に必要な人材を補充することを含めて会長指名理事候補の選出を行うものとしします。

「ブロック選出理事候補」と「会長指名理事候補」を併せて「理事候補」とし、代議員会で承認を受け、新年度の理事となります。

今回の「役員の選任」に当たっては、規約及び施行細則の範囲内で、かつ、従前からの役員選任の実績を踏まえ、できる限りオープンにした方法を取ることを前提に進めます。

今後は、ご意見をいただきながら規約の整理を含めて検討していくものとしします。